

京都府公立大学法人 一般事業主行動計画

全ての教職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 内容

目標 1 働き方改革を推進し、妊娠、出産、育児、介護に関する制度を周知するなど仕事と家庭生活の両立を支援する。

<対策>

（令和 2 年度～）

- ・ 妊娠、出産、育児、介護などライフイベントに応じた生活を安心して送ることができるよう、働き方改革の取組を推進し仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、取組や制度を各大学のホームページへ掲載するほか、新規採用研修などの機会を通じて周知を図る。

目標 2 育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。

<対策>

（令和 2 年度～）

- ・ 各所属長は、男性教職員の配偶者出産休暇や育児休業の取得を促進するため、該当する教職員が取得しやすいよう職場環境づくりに努める。
- ・ 休業・休暇期間等に応じ、適切な代替職員を確保し、必要があれば業務内容や業務体制の見直しを行う。

目標 3 育児休業等からのスムーズな職場復帰を支援する。

<対策>

(令和2年度～)

- ・ 育児休業等からの職場復帰時において、各職場の実情に応じ、業務内容や業務体制の見直しを実施する等により、職場復帰しやすい環境整備に努める。

目標4 教職員の育児を支援し、業務や仕事と育児が両立できる職場環境の確立を目指す。

<対策>

(令和2年度～)

- ・ 事業所内保育施設の運営状況を調査・分析し、事業所内保育事業の充実を検討する。
- ・ 女性教職員の採用拡大や女性が活躍できる職場・制度づくりを進める。

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

(令和2年度～)

- ・ 年次有給休暇の確実な取得を図ることはもとより、管理職が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも一層の休暇取得を促す。

目標6 出退勤を適正に管理し、時間外労働の是正を図る。

<対策>

(令和2年度～)

- ・ 出退勤管理システム導入により、労働時間管理の適正化を図る。
- ・ 業務の見直し・改善を進め、時間外労働の削減を図る。
- ・ 学生・患者サービス等に一定の配慮を行いながら、各職場の実情に応じて定時退勤日の設定を検討する。